

千葉市公告第490号

千葉市コミュニティセンターの指定管理者の募集

千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉市条例第5号）第15条第1項の規定により、コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年千葉市規則第9号）第13条の規定により公告します。

令和2年 7月31日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	千葉市稲毛区穴川4丁目12番3号
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	千葉市稲毛区長沼町461番地8

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市コミュニティセンター設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請に必要な書類の内容

- 千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書
- 指定期間に属する各年度におけるコミュニティセンターの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- 指定申請の日に属する事業年度の前3事業年度における計算書類等。ただし、成立の日から3事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類等及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録
- 定款、規約その他これらに類する書類及び設立に登記を要する法人等にあつては、登記事項証明書
- 役員（代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含む。）の名簿
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定申請を受け付ける期間並びに指定申請関係書類の提出方法及び提出先

(1) 指定申請を受け付ける期間

令和2年8月31日から令和2年9月4日まで

(2) 指定申請関係書類の提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参による。

イ 提出先

千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号

千葉市稲毛区役所地域振興課

6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項等による。

7 募集要項等の配布方法

千葉市ホームページアドレス上で配布する。

アドレスは、<https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/jokyo.html>

8 問合せ先

千葉市稲毛区役所地域振興課

電話 043-284-6105